

貴金属を強引に買い取る 「訪問購入」にご注意ください

■「いらぬ靴や衣類はないか。買い取る」などと電話してきた事業者が自宅に来て、「衣類じゃなくて貴金属を見せて」と言い売るつもりがなかった宝石を安く買い取って行ってしまったという、いわゆる『訪問購入』に関する相談が増加しています。

■事業者の中には、強い口調で貴金属の売却を迫ったり、契約後事業者へ連絡をしようとしても、伝えられた電話番号が使われていないなどの悪質な事例も寄せられています。



消費生活センターからのアドバイス

事前の連絡なしに訪問して勧誘する事は禁止されています

訪問購入は、特定商取引に関する法律で規制されています。訪問購入事業者は、事前の連絡なしに突然消費者宅へ訪問して勧誘する事は禁止されています。

- 突然訪問してくる事業者は家に入れないようにしましょう。
- 事前に電話をしてきても、事業者名や、買い取る物品をはっきり言わない事業者との契約は避けましょう。



当初の話と違う物品の売却を求める事も禁止されています

「衣類を買い取る」と言って訪問したのに「貴金属はないか」などとはじめの話とは違う物品の売却を求める事も法律で禁止されています。

- このような禁止行為をする事業者の勧誘はきっぱり断りましょう。

訪問購入はクーリング・オフが認められています

訪問購入はクーリング・オフが認められている取引ですが、事業者に物品を渡してしまうと紛失したり、すでに別の人に売却するなど、クーリング・オフをしても物品は返ってこない可能性があります。

■消費者はクーリング・オフができる期間内は物品の引き渡しを拒むことができます。契約しても物品を渡さず、手元に置いておいて本当に売るべきか冷静に考える方法もあることも念頭におきましょう。

- 大声を出されるなど身の危険を感じた場合は、警察を呼びましょう

